

全国労働衛生週間に際して

日頃、労働基準行政、及び相模原労働基準監督署の業務運営に関し、多大なるご協力を賜っておりますこと、心から御礼申し上げます。

毎年10月頭に実施している「全国労働衛生週間」は今年で74回目を迎えます。

今回のスローガンは、MLBで投打二刀流として活躍している大谷選手を想起させる、

「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」

となります。

現在、労働衛生に関してはさまざまな課題が存在しますが、勤労者にとって、「ころ」と「からだ」の健康は大変重要であり、どちらも欠くことはできません。

まず、「ころの健康」を巡る問題として、当監督署でも毎月のように新規の精神障害に係る労災請求がなされ、処理に追われていることを申し上げておきたいと思えます。

その原因の一つとして、職場におけるハラスメント、特に上司等によるパワーハラスメントが挙げられることが多く、窓口における労働相談件数も多くなっています。

令和元年に「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるパワーハラスメント対策が事業主に義務付けられましたが、すべての職場において防止のための必要な措置、及びメンタルヘルス対策を講じていただくことが喫緊の課題となっています。

次に、「からだの健康」を巡る問題として、いわゆる「過労死」と呼ばれる脳心臓疾患に係る労災請求が依然として後を絶たないということがあります。

来年4月から、従来適用猶予されていた事業・業務に対しても時間外労働の上限規制が適用となることを踏まえ、すべての職場において、長時間労働の削減など過重労働による健康障害の防止対策をこれまで以上に推進していただくことが重要です。

また、職場において割合が増加している高年齢労働者が安全に安心して働ける職場環境づくりや、病気を抱えたまま働く労働者の治療と仕事の両立への支援体制の強化、そして女性の活躍促進をより一層進めなければなりません。

今般の法令改正に関しては、化学物質規制の在り方が大きく変わります。個別具体的な規制から危険性・有害性が確認されたすべての化学物質の自主的規制への転換がなされることとなります。

今夏の猛暑はようやく峠を過ぎましたが、残暑が続きますので熱中症予防対策を、また、職場の受動喫煙防止対策に関しましても、引き続きご留意をお願いします。

新型コロナウイルス等の感染症に関しましては、感染拡大が懸念されていますので、予防対策は決して緩めすぎることなく、適切に実施していただくようお願いします。

最後に、皆さまにおかれましては、「全国労働衛生週間」を契機として、スローガンのとおり「ころ」と「からだ」の健康確保を「二刀流」として推進していただくこと、また、墜落災害や行動災害（転倒、腰痛等）などの労働災害防止を主眼とする労働安全対策についても、上記労働衛生対策と併せ「二刀流」として推進していただくことをお願いし、監督署からのメッセージとさせていただきます。

相模原労働基準監督署長

荻野 憲一